

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地 問題（プライス報告を含む）第四巻

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-15<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属:       |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43871">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43871</a> |

(8)

丁不獨善并務廣其明  
（方括弧）

極  
概

丁巳年夏月  
王之春書

沖繩上地問題ト開テアリハ高麗并朝官  
声明シテソアアカリ力局田中參事官と又ナイシ  
在京米大使館書記官合議要旨

三三

卷之三

午後二時半アカリ力局田中參事官を來訪し、沖縄

外  
猶  
省

要旨左記の通り説明を行ふ。

在沖縄アース高等弁務官は本國政府の意旨に依り  
沖縄の土地問題の解決に關し、米政府の方針を明かに  
し、沖縄指導者との具体案を協議する権限を有  
えられ、今回のステートメント發表となつた。

声明は先般渡來した沖縄代表と米側との

間で意見が一致した基本線に沿つたもので、その要は次の通りである。

- (1) 過去のものも含めて、以後有限不動産権の取得は取止める。
- (2) 店に伴い地料の一括払方式を廢止する。
- (3) 一括払方式に代えて地料の毎年払方式をとる。
- (4) これまで支拂われた一括払地料は、これを毎年払

方式に切換える。  
米側としては、毎年払方式に切換えた場合に、住民の中には何ヶ年かたり相当額の地料を一度に支払つて欲しいと要求する者もあるが、その場合にもされば一括払ではなく毎年払の地料の前払として支拂われるかもと考えており、従来の一括払方式との選択制の如きもではない。またこの際期からしておきたい

のは、少からぬ場合にあらわ土地の所有権は、地主に残存する。と、  
たゞ、行政当局は、地代を定めうるの適当な  
法律が制定されるよう、米側としては希望している。と、  
地代の評価を促進する二ステムとて、例えば、  
諮詢委員会(Advisory Board)の設置

外務省  
正月廿二日解張之馬

مکتبہ ملی علامہ اقبال

卷之三

未聞上一回將口次二桌古希望下

四 使料、支料、算料、口主、核算、行政、統計

王東野集卷之三

(11) 地料是變化了的。通  
常有計劃的布置。如  
此

政  
國  
十二  
年  
九  
月  
己  
未

此一降強調了左之立，日本又將不

外  
務  
省

お乞い申候も情報豆支機に堅密な理解

上協力を保ち、一、本問題の満足度より了解

決意計了大3月16日、  
下3月22日

今回の声明13号、日本政府は、  
和解の為には、赤側は一千九百三十二年計

用意ある。右の赤側より提出する情報

報酬外郵便料金として因る事、半額

外務省

a、会談内容の取扱いの下、慎重期  
七、九月二日。

二、八十号一書記官の右説明紙の貰  
経て答九月十九日。

内、田中參事官、一、今回の声明13号

3、件識別、1=37N・リア・ヨコ・1373

何等か情報也有せらるゝ也。

答 不書記局一特に在り。同下環政

で米側の今回の提案を検討中であると

相談して居る。

向、又書記官一日本側におて現地より

印等が情報七得らんこも也。

答、田中參事官一案は二ちらも、未だ情

報は得てない。

外務省

内、高島事務官一印等が、提携九種

三十点以上二とほなき也。

答 不書記局一臣民の中には十五八年

二十七八年の被耗を一ペルニ歛し、希望

ナシ者モ有リテ、其の傷合モ、毎年拵

川地利ア不拵レ、乞之古拵小カヌアモナリ

ナシニ考エリ、從來の括拵方式ミテ

外務省

選挙制といふことは意味のものではない。

外務省

33.7.30  
7-2 ♀ 13 (- 7th - 戰上)

"After careful review of the land program, the United States is prepared (on the assumption that a more satisfactory solution will be found) to cease further acquisition of determinable estate, and to relinquish any determinable estate acquired in the past, and to abandon completely the sole method of single payment connected therewith.

"The United States is prepared to pay annual rentals for such use. I will initiate discussions with appropriate Ryukyuan leaders within the next few days with the end in view of devising a satisfactory solution."

アジア局長了參事官ノ批覆ニテ課長

第二十五三号

昭和三十一年七月三十日

那霸日本政府南方連絡事務所

外務省アジア局北東アジア課長

監査課 溝殿

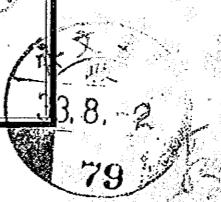
アレス高官弁務官ク一括拂癒止に因する

七月三十日アレス高官弁務官が癒した一括拂癒止の

用意ある旨の声明文ニキリストを送付申上候る。

記帳

回覧番号  
北亞



|        |       |
|--------|-------|
| コヨ 243 | (十三行) |
|--------|-------|

OFFICE OF PUBLIC INFORMATION  
U. S. Civil Administration of the Ryukyu Islands  
Naha, Okinawa

PRESS RELEASE: # 134

30 July 1958

FOR RELEASE AT 11 A.M.

一九五八年七月三十日

中綱那霸  
琉球列島米国民政府涉外報道局

編集者へ=この記事を今日午前十一時に使用して下さい。

琉球政府の土地政策に関するドナルド・P・ベース中将

の声明文

琉球列島高等弁務官トナドード・P・ベース中将是今日琉球政府

於いて、琉球首腦者に対し次の様な声明文を發表した。

「琉球問題を慎重に商討した後、米国は主として満足な  
解決案が見出されることは予想し、今後の限定期付  
土地保有権の獲得を取り止め、過長に於いて收回  
されて一切の限定付土地保有権を廢棄し、且つその  
廃棄する唯一の方式である撤拂方式を完全に  
実現する。」  
才るために時代の毎年拂りを行ふ準備を有する。  
私は満足で解決を渠出する目的で琉球側の  
適当な指導者達と討議を近日中に開始する  
つもりである。」

この会合に出席した人は、ハーナー・F・バークマン民政官、大田  
副主席、安里立法院議長、立法院議員、矢儀達  
敏、琉球政府法務局長赤堀義信、軍用土地連  
合会長又柴江朝翠、市町村長会副会長渡慶  
次賀喜の諸氏。

OFFICE OF PUBLIC INFORMATION  
U. S. Civil Administration of the Ryukyu Islands  
Naha, Okinawa

PRESS RELEASE: # 134

30 July 1958

FOR RELEASE AT 11 A.M.

STATEMENT BY LT. GEN. DONALD P. BOOTH ON LAND POLICY IN THE RYUKYU ISLANDS

Lieutenant General Donald P. Booth, U.S. High Commissioner of the Ryukyu Islands, today issued the following statement to Ryukyuan officials at the Executive Building, Naha:

"After careful review of the land program, the US is prepared (on the assumption that a more satisfactory solution will be found) to cease further acquisition of determinable estate and to relinquish any determinable estate acquired in the past and to abandon completely the sole method of single-payment connected therewith. The United States is prepared to pay annual rentals for such use. I will initiate discussions with appropriate Ryukyuan leaders within the next few days with the end in view of devising a satisfactory solution."

Present at the meeting were Brig. Gen. Vonna F. Burger, U.S. Civil Administrator of the Ryukyu Islands; Government of the Ryukyus' Deputy Chief Executive Seisaku Ota; Speaker of the Legislature Tsumichiyo Asato; Legislator Tatsubin Yogi; Government of the Ryukyus' Legal Affairs Department Chief Yoshinobu Akamine; Military Used Land Federation Chairman Choko Kuwae and Mayors' Association Vice-Chairman Tokeshi Gazen.

電信寫

昭和三十三年一月八日 暗

ワシントン 七月三一日一五三五発  
本省 八月一日〇七一八着 亜北

三一曰二五三五堯

土廣居

藤山大臣

易易居

( 沖繩 土地 )

第一七七八号（至急）

三十一日國務省パーソンズ局長は下田に対し左のとおり内話した。

「沖繩土地問題に關する米側方針については、その後も國務、國防両省間に協議中なりしこそ、結局事務当局間の話合いにつ

いては結論に到達せざりしため、ダレス・マツケロイ両長官の協議に委ねた結果、今般(イ)軍用地(テターミナブル・エステイト)を

獲得するという土地入手方式を廃止し(同)一括払いの方法も取止め、

卷之三

二二四  
七ノ一

雷  
行  
寫

（イ）賃貸借料毎年払いの方式を採用するとの方針が決定され、アリス高級委員に対し、右ラインにて現地側との詰合ひを開始し、更に必要の細目を協議すべき旨の訓令発出の運びに至つた。」

配布先大臣、次官、官房長、監、采、情各局長、重參、米參

10

外務省

四

記帳